

I. 総括研究報告

児童養護施設等や里親家庭における養育の不調の要因分析に資する研究

研究代表者 引土 達雄（新潟青陵大学大学院 臨床心理学研究科）

研究分担者 塩谷 隼平（東洋学園大学 人間科学部）

三輪 清子（明治学院大学 社会学部 社会福祉学科）

山口 敬子（京都府立大学 公共政策学部 社会福祉学科）

上鹿渡 和宏（早稲田大学人間科学学術院 人間科学部）

柳楽 明子（国立成育医療研究センター

小児内科系専門診療部 心理療法室）

研究協力者 藤巻 楽々（国立成育医療研究センター

小児内科系専門診療部 こころの診療科）

研究要旨

養育不調による委託解除の背景的要因となる事象を検討することを目的とし、2019年4月から2024年3月末までの間に養育不調による委託解除・措置解除となった里親10名、ファミリーホーム養育者（以下、FH養育者とする）6名、地域小規模児童養護施設の職員4名、養育不調による措置解除ケースを担当したフォスタリング機関等の里親支援者8名、児童相談所の子ども担当児童福祉司15名を対象としたインタビュー調査が各分担研究者によって実施された。統合的な分析は里親、児童相談所、フォスタリング機関で示された傾向を通して行った。それぞれの不調の要因、プロセスをもとに、それぞれの視点でどのように養育不調が生じるのか、それを防ぎ、または早く気づき対応する方法について検討した。（1）委託時点までの状況（2）マッチング・交流（3）委託当初（4）委託経過中（5）養育不調に気がついた時（6）養育不調が共有された時（7）委託解除までの期間（8）委託解除時（9）委託解除後、それぞれの時期に、1）里親、2）フォスタリング機関、3）児童相談所がどのような認識を持ち、課題と捉えていたか、各担当研究者によるインタビュー内容の報告をもとに、三者合わせたチーム養育という観点で捉え直し、どの時期に、主に何が不足・欠如していたか、また共通する根本的な課題について検討した。その結果、養育不調をもたらすものとして、アセスメントにおける情報共有や連携の不足・欠如、マッチングにおける情報共有や連携と意向確認の不足・欠如、子どもの特性を理解するための専門的知識や子ども視点でのニーズ理解の不足・欠如、里親とフォスタリング機関、児童相談所との信頼関係の不足・欠如、できるだけ早い段階で関係者と共有しようとする三者それぞれからの働きかけの不足・欠如が考えられた。今回の

調査では、FH 養育者の調査は 6 名（子どもの事例としては 4 事例）と少なく、来年度 10 事例を目指し追加調査を行い改めて統合的な分析を行っていく。

インタビュー調査は、里親、FH 養育者ともに追加調査を行う予定であるが、今年度の調査の分析から、委託前の準備の段階からの子どものアセスメントと、委託や措置する養育者のアセスメントを通して、委託前の情報共有や支援体制を作っていくかが重要であることが示唆された。支援が養育者だけに偏るのではなく、子ども本人にアプローチし、子どもから心を許され、相談したいことを相談でき、その内容を専門的に理解し、支援方針を創出し、チームで共有のできる専門家が児童相談所やフォスタリング機関に求められている。

地域小規模児童養護施設においては、男子 4 名は就学前に入所しており、3 名は発達障害を抱えていた。その後、万引きや職員への暴言や暴力が問題となることが多く、思春期となり性的問題を起こして、中学生や高校生のとときに措置解除となっていた。措置変更先は児童自立支援施設や障害者のグループホームであった。女子 2 名は中学生から高校生までの短期間の入所であり、入所前に確立していた生活スタイルを変えることができず、なし崩し的に家庭復帰となっていた。6 事例と少なく、今後 10 事例を目指し、追加調査を実施し、分析を行っていく。

インタビュー調査とは別に、令和 5 年度に実施した質問紙調査の追加分析を行った。対象者は里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設の養育者、児童相談所・フォスタリング機関の支援機関を対象であった。主な結果として、どの養育形態でも高年齢児の委託、また特に里親では委託後早期（6 ヶ月未満）において養育不調が顕在化する傾向が認められた。また、「子どもの行動チェックリスト（CMYC）」、「虐待を受けた子どものチェックリスト（ACBL-R）」や「養育の状況に関する質問紙」においては、養育不調ありケースと養育不調なしケースには統計的に有意な差と大きい効果量が認められた。このことから、養育不調による委託・措置解除には、子どもの行動上の問題の影響が大きく、また、養育における対応が難しくなることの現状をある程度反映したものであると考えられた。これらの質問紙の使用についてさらに精査し、養育不調のリスクを評価する上で、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設に委託・措置されている子ども達の行動上の問題や養育の状況のチェックリストとして使用していくことが有用であると考えられる。

これらの知見を追加調査の結果とともに更に精査し、養育不調の改善と予防と養育不調による委託解除の際のケアについての手引きを作成していく。

A. 研究目的

本邦では 2016 年の児童福祉法改正により、「児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有すること」や「国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする」と明確化された。その後、「新しい社会的養育ビジョン」が厚生労働省より示され、「パーマネンシー保

障としての特別養子縁組の推進」「里親への包括的支援体制の抜本的な強化と里親制度改革」「家庭養育優先の原則の徹底と取り組み目標」等が示された。「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、各都道府県に対し、「都道府県社会的養育推進計画」の策定が依頼された（平成 30 年 7 月）（こども家庭庁、2025）¹。都道府県等の取

組を強力に支援し、計画の加速化を促すため、令和6年度末までの期間を「集中取組期間」として位置付け、毎年度、「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」を都道府県等は提出することとなっている（こども家庭庁, 2025）。質の高い里親養育を実現するため、「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」が策定された。また、令和4年児童福祉法改正により、児童相談所の業務負荷が著しく増大する中で、民間と協働し、支援の強化を図る必要があることから、家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、里親支援センターを児童福祉施設として位置づけられることとなった（令和6年4月1日施行）。

現在、社会的養護は施設養護から家庭養護への変革の中にある。変革にあたり環境が整えられつつあるが、重要な課題の1つに養育をどのようにしていくかということがある。家庭で虐待を受けたことで社会的養護のもとで暮らすようになった子どもの割合は、乳児院 40.9%、児童養護施設 65.6%、里親家庭 38.4%、ファミリーホーム 53.0%となっている。また、心身の状況において、知的障害、発達障害、愛着障害等がある子どもの割合は、乳児院 30.2%、児童養護施設 36.7%、里親家庭 24.9%、ファミリーホーム 46.5%となっている（ともに厚生労働省, 2020）²。里親が一番少ない割合となっているものの、里親制度の推進とともに、年々それらの割合は増えており、虐待を受けた子どもや心身の状況において何らかの障害のある子どもの養育を、里親が担うことが求められている現状がある。その養育は、家庭が単独で行うと困難が生じやすいことが考えられる。ファミリーホームにおいては、委託されている子どもの半分以上は虐待を経験しており、児童養護施設に措置される子どもに次ぐ割合である。何

らかの障害のある子どもの委託は4割を超えており、児童養護施設よりも多い割合である。それらの養育には、専門性が必要であると考えられる。そのためには、専門性のある機関や支援者とのつながりを図り、「チーム養育」として支えていくことの重要性に関しては、すでに社会的養護における家庭養護に関わる人達に広まりつつあるのではないかと考えられる。

しかし、どのように最善を尽くしても、養育者と委託された子どもの間で関係が悪くなり、養育を続けられない状態になることがある。そのような状態を「養育不調」と呼ぶことが多いが、そのような「養育不調」の体験は、委託されている子どもと養育者双方に深い傷を与えることが考えられる。また、その他の里親や施設に委託・措置されるにあたり丁寧に心のケアがなされないとしたら、子どもは不信感をもって新たな養育環境への適応が求められることとなる。それは子どもにとって、相当に困難な状況であり、精神的健康や発達の問題に大きな影響を与えることとなると考えられる。また、養育不調による委託解除を経験した里親などの養育者も、心のケアがなされないとしたら、新たに子どもの養育を受け入れることに消極的になる家庭もあるであろう。

以上のように、養育者と委託・措置された子どもとの関係の悪化による委託・措置の解除の問題は子どもの安心・安全・安定した環境構築という点から、また、家庭養護の推進という点から社会的養育システムにおいて大きな問題である。

引土ら（2019）³は、国立成育医療研究センターにおいて、里親養育不調の危機とその回避のプロセスについて里親にインタビューを行い論文文化し、支援環境の充実、児童相談所との方針共有、委託児童への医療的支援を提言した。しかし、これまでの研究では、里親等の養育者

のみの調査により行われていることが課題である。また、どのような委託時の条件、子どもの心身の特性や行動上の問題、そして、養育上の課題や支援状況の課題が、養育不調に関連し、要因として考えられるかについて示す大規模調査による基礎データが本邦には認められない。

それらをふまえ、令和5年度の調査では、養育不調となった事例に関して、そして養育不調となっていない事例との比較をするため、里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設の養育者、児童相談所・フォスタリング機関の支援機関を対象としたオンラインフォーム・質問紙による調査を行った。その結果里親養育不調により委託解除となった理由としては、「他害以外の子どもの問題行動」、「里親家庭内や学校での他害、器物破損行為」、「自傷・自殺行為」と、子どもの行動上の問題の記載が多かった。ファミリーホームにおいても、「他害以外の子どもの問題行動」や「ファミリーホーム内や学校での他害や器物破損行為」に多くの回答が認められた。地域小規模児童養護施設においては、「施設への不適応（ルールが守れない、生活の乱れなど）」、「職員への暴言・暴力」が多く認められていた。委託解除の要因としては里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設のいずれの養育者においても、「情緒不安定、行動上の問題の状況」が最も高い数値が認められた。以上から、いずれの養育者も、子どもの養育上の問題への対応が難しくなり、委託解除になることが多いことが示唆される。子ども達は、それぞれの生立ちや実家族との事情があり、発達やアタッチメントの問題を抱えている子どもも多いと考えられる。ファミリーホームや地域小規模児童養護施設、また、多くの子どもが委託されている里親の場合、単に該当児童の問題行動が手に負えないという理由だけでは

なく、常に複数の委託児童を養育しているため、子ども同士の関係性や精神的不調など複数の要因が合わさり、それらの問題が悪循環的に悪化していくことが推察される。

そして今年度は、それらの結果を踏まえ、養育不調によって委託解除となったケースについて、そのプロセスを明らかにし、養育不調の要因を分析し、その対策を検討するために、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、児童相談所、フォスタリング機関にインタビュー調査を行った。また、昨年度得られた質問紙調査のデータについて、さらに分析し考察を行った（柳楽明子研究分担者の報告書を参照）。本総括研究報告書では、先にインタビュー調査の報告をし、その後に質問紙調査の追加分析の報告をする。

最終的には、昨年度実施の質問紙調査と、本年度実施のインタビュー調査を合わせて検討し、不調の要因となる事項やプロセスをより幅広い視点から明らかにし、統合した社会的養育システムの観点から、適切なアセスメント、養育環境の選択、必要な支援について課題を整理し改善のあり方について示し、手引を作成することを目的としている。

B. インタビュー調査の研究方法

今年度の調査では、事前質問紙調査とインタビュー調査を行った。下記にそれぞれの方法について記述する。

1. 事前質問紙調査

(1) 質問項目

インタビューで尋ねる養育不調によって委託解除となった子どもをAさんとして、性別、委託時の年齢、委託時の在籍、国籍、委託解除時の年齢、委託解除後の措置先、保護の理由、虐待被害の状況、医学的診断の状況、知

能検査及び発達検査の状況についての質問項目を設けた。Aさんが委託されるまでに委託された子どもの人数、Aさんが委託された時の職業、Aさんが委託された時の登録里親についての質問項目を設けた。

また、養育者（里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設）の現在の年齢、支援機関（児童相談所、フォスタリング機関）においては、職種や勤務年数等の質問項目を設けた。

(2) 調査方法

養育者、支援機関の希望に応じて、担当の自治体、もしくは研究事務局から郵送もしくはメールにて質問紙を配布した。回答した質問紙はインタビュー当日に持参してもらい、当日のインタビューの進行に役立てた。

2. インタビュー調査

(1) インタビューガイド

事前質問紙に関する内容の確認と、インタビューで尋ねる養育不調によって委託解除となった子どもをAさんとして、保護の理由、一時保護の様子、委託・措置に関する選定、マッチング・交流の様子、委託されてからの様子、Aさんの情緒や行動上の問題、養育の不調の様子、家族・施設での様子、支援の状況、委託・措置解除までの経緯、委託・措置解除後について経緯を話してもらった。以上のことについて、事前に作成したインタビューガイドを用いて行った。

(2) 調査方法

インタビュー形式は対面、もしくはオンラインであった。場所は各自治体所有の会議室、もしくは調査協力者が希望するプライバシーが守られた場所にて、調査協力者が希望する日時に実施した。インタビューガイドを用いた半構

造化面接を行い、時間は1時間から2時間ほどを要した。インタビュー内容は、調査協力者の許可を得て、対面の場合は音声をICレコーダーで録音、オンラインの場合は録画をした。インタビュー終了後、逐語録に起こした。

3. 調査協力者

調査協力者は、各自治体の児童相談所を通して選定を行った。調査協力者は以下の通りとした。

(1) 里親

2019年4月から2024年3月末までの間で養育不調による委託解除の経験がある里親を対象とした。乳幼児の子どもの養育不調による委託解除を経験した者、小学生の子どもの養育不調による委託解除を経験した者、中高生の子どもの養育不調による委託解除を経験した者、各3ケースの合計9ケースを目標とした。

(2) ファミリーホーム

2019年4月から2024年3月末までの間で養育不調による委託解除の経験があるファミリーホーム養育者（以下、FH養育者）を対象とした。乳幼児の子どもの養育不調による委託解除を経験した者、小学生の子どもの養育不調による委託解除を経験した者、中高生の子どもの養育不調による委託解除を経験した者、各3ケースの合計9ケースを目標とした。

(3) 地域小規模児童養護施設

2019年4月から2024年3月末までの間で養育不調による措置解除の経験がある地域小規模児童養護の養育者を対象とした。乳幼児の子どもの養育不調による措置解除を経験した者、小学生の子どもの養育不調による措置解除を経験した者、中高生の子どもの養育不調による措置解除を経験した者、各3ケースの合計9

ケースを目標とした。

(4) 児童相談所

里親やファミリーホームの委託している子どもに関して、2019年4月から2024年3月末までの間で養育不調による委託解除の経験がある児童相談所の職員を対象とした。乳幼児の子ども養育不調による委託解除を経験した者、小学生の子ども養育不調による委託解除を経験した者、中高生の子ども養育不調による委託解除を経験した者、各3ケースの合計9ケースを目標とした。

(5) フォスタリング機関

里親やファミリーホームの委託している子どもに関して、2019年4月から2024年3月末までの間で養育不調による委託解除の経験があるフォスタリング機関の職員を対象とした。乳幼児の子ども養育不調による委託解除を経験した者、小学生の子ども養育不調による委託解除を経験した者、中高生の子ども養育不調による委託解除を経験した者、各3ケースの合計9ケースを目標とした。

4. 調査期間

調査期間は2024年12月～2025年3月であった。

5. 分析方法

結果の表示については、本調査の目的に照らし、委託前の認識、委託されてから解除になるまでのプロセスを考える上で、委託開始から委託解除までの期間において、養育不調による委託解除の背景的な要因を考える上で重要な事象となる語りを抽出した。時期については、委託前の「委託時点までの状況（Aさんの状況、里親の状況、実親の状況、委託・措置の選定先

の里親の認識）」、委託の準備である「マッチング・交流」、委託が始まってから委託解除までの「委託当初」、「委託経過中」、「養育不調に気が付いた時」、「養育不調が児童相談所に共有されたとき」、「委託解除までの期間」、「委託解除時」、「委託解除後」と時期を分けて捉えることとした。

(倫理面への配慮)

回答者と研究対象となった委託・措置されている子どもの匿名性を厳密に確保した。新潟青陵大学倫理審査委員会の承認（承認番号：第203号）を得て実施した。

C. インタビュー調査の研究結果

1. 里親

養育不調による委託解除を経験した9世帯10名の里親にインタビュー調査を行った。その結果、5名の子どもたちは、愛着障害、自閉症スペクトラムや注意欠陥多動性障害等の診断があり、暴力、盗癖、家族との関係構築の困難さ等の対応困難な行動上の問題が認められていた。里親の回答から、委託される前の交流や、児童相談所による子どものアセスメントや養育者のアセスメントに基づく養育の目的や目標の説明が不十分であることが示された。また、児童相談所、フォスタリング機関等の継続的な里親支援体制が築かれていない里親が4世帯認められた。また、里親が養育に困難を抱えていても、相談することによって解決できている家族は認められなかった。委託されている子どもたちは、様々な診断と行動上の問題が示されていたが、9世帯中6世帯は子どもへの継続的な支援は受けていなかった。

2. ファミリーホーム

養育不調による委託解除を経験した4か所

の FH 養育者 6 名に、委託された子ども 4 名に関するインタビュー調査を行った。その 4 名の委託された子どもたちは、自閉症スペクトラムや注意欠陥多動性障害等の診断があり、暴力、自殺企図、盗癖等の対応困難な行動上の問題があった。FH 養育者の回答から委託される前の児童相談所による子どものアセスメントや養育者のアセスメントに基づく養育の目的や目標の説明や交流が不十分であることが示されていた。また、児童相談所、フォスタリング機関等の継続的な支援体制が築かれておらず、里親が養育に困難を抱えていても、すぐに相談することができずにいた。委託されている子どもたちは、様々な診断と行動上の問題が示されていたが、4 世帯中 3 世帯は子どもへの継続的な支援は受けていなかった。

なお、目標ケース数に到達しなかったため、来年度も引き続き調査を行う。

3. 地域小規模児童養護施設

6 名の子ども（男子 4 名、女子 2 名）についてのデータを得た。その結果、男子 4 名は就学前に入所しており、うち 3 名は発達障害を抱えていた。その後、万引きや職員への暴言や暴力が問題となることが多く、思春期となり性的問題を起こして、中学生や高校生のときに措置解除となっていた。措置変更先は児童自立支援施設や障害者のグループホームであった。女子 2 名は中学生から高校生までの短期間の入所であり、入所前に確立していた生活スタイルを変えることができずに、なし崩し的に家庭復帰となっていた。

なお、目標ケース数に到達しなかったため、来年度も引き続き調査を行う。

4. 児童相談所

調査に協力したのは、15 か所の児童相談所、

15 名の児童福祉司であった。里親もしくはファミリーホームに委託された子ども 16 名に関するインタビュー調査を行った。委託期間は、2 年以内が 13 件でそれ以上が 3 件であり、2 年以内に措置解除となった比較的短期間での委託が多かった。また、フォスタリング機関からの継続的支援はありが 10 件、なしが 6 件だった。

マッチング・交流を、半年や 7~8 か月など、段階を踏んで慎重に交流を重ねていく事例が約半数ほどあった一方で、1~2 回の顔合わせ、あるいは外出・外泊を 2 回程度でマッチングと交流を終える事例も約半数ほどあった。特にわずかな交流を経て委託となる場合は、本調査においては中高生が主だった。

調査の対象となった子どもは、愛着の課題、あるいは発達障害や知的障害、肢体不自由などの障害がある、もしくは何らかの虐待を受けていた、またはその両方があった。委託された子どもの主な問題としては、里母への暴力、試し行動、愛着の課題、性的問題行動、無断外出、盗み、不登校等、多岐に渡っていた。

マッチングや交流においては、1~2 回の顔合わせ、あるいは外出・外泊を 2 回程度行い、急いでマッチングと交流を終える事例も約半数ほどあった。マッチング・交流時の課題として十分な情報を里親に伝えられていないとした事例が複数あった。

養育不調に気付くきっかけとしては、一つには、里親からの「もうみれない」「一緒にいられない」といった訴えがあった場合だった。また、里親と話し合う中で、不調に気が付くことがあった。

訴えがあつてすぐに委託解除になる事例や、修復が難しく委託解除となった事例が認められた。児童相談所が里親と子どもの仲介、一時保護やレスパイトを行い対応する事例が認め

られた。

養育不調予防について、「児相・里親支援センター等の支援」、「社会資源の利用、関係機関との連携」、「中高生への支援」、「発達特性の里親やファミリーホームへの理解を促す研修」、「振り返りシート」、「アセスメントとマッチングの重要性」などが挙げられた。

5. フォスタリング機関

8か所のフォスタリング機関、8名の職員に養育不調による委託解除となった13名の子どもの事例についてインタビュー調査を行った。

委託された子どもたちは、親の養育困難や入院、体調不良、虐待等を背景に保護・施設入所を経て里親に委託されたケースが多かった。

幼少期から施設で過ごした子どもが多く、長期の施設生活や複数回の委託不調を経験しているケースもあった。

障害や発達特性のある子どもの委託ケースも多く、ADHD・ASD・起立性調節障害・知的発達の遅れなど、多様な診断がみられた。

本調査結果からは、委託の初期段階における準備不足や、マッチングプロセスの不十分さが、関係構築の妨げとなり、不調の兆候を早期に示す事例が多くみられた。今回の調査では、本人の意思による保護を行ったケースもあった。

一時的に家庭に戻るも再保護されたケースでは、家庭復帰が安定しない様子が見られた。

子どもたちは全体的に、複雑な背景や心理的課題を抱えており、継続的なケアや支援が必要な状態であったといえる。

D. インタビュー調査の考察

まずインタビュー調査について考察する。各インタビュー調査の個別の考察を示し、その後目標ケース数に到達した里親、児童相談所、フォスタリング機関についての統合的考察を示す。

す。

1. 各インタビュー調査の考察

(1) 里親

委託されている子どもたちは、様々な診断と行動上の問題が示されていた。しかし、委託される前に予測される行動上の問題や子どもの特性等については、ほとんどの里親が説明されていなかった。マッチングや交流についても十分な交流がなされていないと回答する里親が認められた。継続的支援を受けている里親はいたが、里親が養育に困難を抱えていても、相談することによって解決できている家族は認められなかった。また、9世帯中6世帯は子どもへの継続的な支援は受けていなかった。

子どもへの適切なアセスメントがなされておらず、養育不調が生じる可能性が適切に予測できていなかった。対応への準備がなされていないため、委託されすぐに養育不調となる里親も認められていた。その準備の不十分さは、チーム養育の重要性が里親に認識されていないことにも関連していると考えられる。養育が困難になるが、里親は支援を受け、子どもの行動上の問題を改善に向かわせようとするよりは、限界を迎え委託解除を要請することとなっていることが多かった。

子どもや里親のアセスメントの不足や、委託前から始まるチーム養育体制の構築への意識の不足が、養育不調による委託解除の背景的要因となっていると考えられる。

(2) ファミリーホーム

委託されている子どもたちは、様々な診断と行動上の問題が示されていた。しかし、委託される前に予測される行動上の問題や子どもの特性等については、ほとんどの養育者が説明されていなかった。マッチングや交流についても

十分な交流がなされていないと回答する養育者が認められた。継続的支援を受けている養育者はいなかった。養育者が養育に困難を抱えていても、相談することによって解決できている家族は認められなかった。また、4か所のファミリーホームに委託された子どもへの継続的な支援は1か所のファミリーホームのみ児童精神科を受けていた。

児童相談所による子どもへの適切なアセスメントがなされておらず、養育不調が生じる可能性が適切に予測できていなかった。対応への準備がなされていないため、委託されすぐに養育不調となるFH養育者も認められていた。その不十分な準備は、チーム養育の重要性がFH養育者に認識されていないことにも関連していると考えられる。養育が困難になる際に、FH養育者は支援を受け、子どもの行動上の問題を改善に向かわせようとするよりは、限界を迎え委託解除を要請することとなっていた。

子どもや里親のアセスメントの不足や、委託前から始まるチーム養育体制の構築への意識の不足が、養育不調による委託解除の背景的要因となっていると考えられる。

(3) 地域小規模児童養護施設

就学前に入所した男子4名は、措置解除の大きな要因として共通していることは、性的な関心の高まりとともに、性的事故や性的逸脱行動の問題を起こした点であった。男子4名は、万引きや職員への暴力など他にも様々な問題が重複していたが、性的な問題行動を施設で抱えきれなくなったことが措置解除の大きな要因になったと考えられた。

ケースの振り返りでは個別での対応が足りなかったという意見がみられ、施設の集団生活のなかで、職員と子どもの関係を育み、安定したアタッチメントを築いていく重要性がある

と考えられる。また、そのためには、子どもの人数を減らす必要性や、様々な特徴をもった職員同士がしっかりと連携することが重要であり、施設側にできる対応のヒントが示唆された。

思春期以降に入所した女子2名は、入所時期が中学生の後半で、措置解除が高校生のときであり、入所期間が短かったことが共通している。家庭環境や成育歴は全く異なるものの、2人とも施設の健康的な規則正しい生活とは全く異なる生活スタイルを確立していたことが推測される。

2人は、入所前には非行傾向や反社会的な問題行動は認められず、情緒的にも安定して見えたため地域小規模児童養護施設に措置された。しかし、1人は高校に進学も不登校状態になり、もう1人は摂食障害による過食嘔吐や、援助交際などの問題行動が顕在化した。また、2人とも施設内で自殺企図を図ったことも共通している。そして、施設の生活ではインターネットにも制限があり、オンラインゲームができなかった不満や、施設では自由に勉強ができないことや摂食障害への治療を受けることを窮屈に感じる等が背景にあり、自分の生活スタイルに戻るためになし崩し的に、家庭復帰を選んでいった。

高齢で入所する子どもはすでに、たとえ不健康だとしてもそれまで家庭環境で築かれた生活スタイルをもっており、施設生活とのギャップを埋めることが非常に困難であると考えられる。知的障害などを抱えていない場合、自由に行動する力もあるため、児童養護施設の枠の中で生活させることにも限界がある。摂食障害のように入所前には気づかれていない精神的な問題を抱えていることもあり、そもそも児童養護施設のような生活施設ではなく、より治療的な施設のほうが適している場合もある。

子どもと施設のミスマッチによる措置解除

を予防するためには、入所前のより丁寧なアセスメントが求められる。しかし、十分なアセスメントができて、その子どもに適した施設がなければ無意味であり、社会的養護における高年齢児童の支援において、各施設にできることには限界があり、新たな支援体制を構築していく必要があるかもしれない。

(4) 児童相談所

里親委託の不調のリスクの一端には初期の委託があり、この時期にフォスタリング機関などの民間の支援機関からのサポートがないことは懸念される結果となった。

何らかの障害や虐待が背景にあることは今回の調査対象となった子どもに共通しており、少なくとも今回の調査からは、何らかの育てにくさをもった子どもが不調になっていたといえるだろう。委託時点では発達検査などを行わないまま委託していた場合もあったが、養育の参考となる情報の一つと考えれば、検査を行うのは必須と思われる。

今回の調査で明らかになった重要な点として、マッチング・交流時に十分な情報を里親に伝えられていなかったことがある。また、子ども・里親双方のアセスメント不足も指摘されていた。アセスメントの不足はマッチングの失敗を引き起こし、マッチングの失敗は里親子関係の不調と不調による措置解除を生じさせる。情報の共有とマッチングに課題があると認められた事例は13件あった。「マッチングは最大の支援」(宮島, 2017) ⁵ と指摘があるように、マッチングの重要性は言うまでもない。アセスメントやマッチングの重要性に関しては、語りが繰り返しあり、強調された。アセスメントやマッチングの重要性を考えずに、「とりあえず里親」となってしまうことの危険性は、「里親委託推進」となっている近年では常にあると考

えていだろう。また、児相の語りの中には、子どもも里親もアセスメントが重要であるという指摘があった。子どもの担当と里親の担当のアセスメントが委託の初動であることは、換言すれば、当該委託の全てがアセスメントにかかっていると考えられる。そして、そのアセスメントを基盤にして、当該の子どもに「最も必要な里親」を選定するべきであり、「誰でもよい」「とりあえず」選定された里親では不調を予防できないと考えられる。

中高生の委託が認められ、里親らには対応に困難を抱えていた。中高生の委託においては、委託当初から枠を決めてはどうかと提案があった。中高生については、ある程度の枠組み、ルールを決めておき、最初に確認することが、子どもにとっても里親にとっても効果的である可能性は高いと考えられた。

(5) フォスタリング機関

里親委託における養育不調は、子ども・里親・実親・支援体制など複数の要素が相互に影響し合うことで生じる、きわめて多因子・多層的な問題である。本調査結果からは、委託の初期段階における準備不足や、マッチングプロセスの不十分さが、関係構築の妨げとなり、不調の兆候を早期に示す事例が多くみられた。

特に、委託直後の子どもたちには「赤ちゃん返り」や「試し行動」など、過去の養育経験に起因する心理的反応が頻繁に確認され、これに対して適切な理解と対応を行う支援体制の整備が求められる。加えて、委託中の子どもの情緒・行動面での課題や家庭内の緊張関係に対して、里親が孤立しがちであることが不調の深刻化につながっている。

支援機関側は、委託初期の「しんどい」という訴えに迅速に対応できていない場面も見受けられ、不調が顕在化するまでに時間を要して

しまうケースが存在する。さらに、委託解除の場面では、突然の対応により子どもに精神的負担を与える場合があり、解除の際には段階的で丁寧な移行支援が不可欠である。

養育不調を未然に防ぐためには、まず委託前の丁寧なマッチングとアセスメントを徹底し、子どもの特性や背景に応じた適切な家庭への委託を行うことが基本である。また、児童相談所やフォスタリング機関、医療・教育機関との密な連携による支援体制の強化が重要である。さらに、里親への定期的な心理的ケアやレスパイト支援、実践的な研修の充実も、里親が安定して子どもを受け入れるために不可欠である。また、子どもの声を丁寧に拾い、成育歴や心理的背景への理解を基に個別性に応じた支援を実施することで、委託後の安定的な家庭生活につなげることができる。今後、制度の改善と支援者の専門性向上を並行して進め、継続可能な家庭養育を実現する取り組みが求められる。

2. 里親、フォスタリング機関、児童相談所への調査に関する統合的考察

養育不調による委託解除の背景的要因となる事象を検討することを目的とし、2019年4月から2024年3月末までの間に養育不調による委託解除・措置解除となった里親10名、養育不調による措置解除ケースを担当したフォスタリング機関等の里親支援者8名、児童相談所の子ども担当児童福祉司15名を対象としてインタビュー調査が各分担研究者によって実施された。それぞれの不調の要因、プロセスをもとに、それぞれの視点でどのように養育不調が生じるのか、それを防ぎ、または早く気づき対応する方法について検討した。(1) 委託時点までの状況、(2) マッチング・交流、(3) 委託当初、(4) 委託経過中、(5) 養育不調に気がついた時、(6) 養育不調が共有された時、

(7) 委託解除までの期間、(8) 委託解除時、(9) 委託解除後、それぞれの時期に、1) 里親、2) フォスタリング機関、3) 児童相談所がどのような認識を持ち、課題と捉えていたか、各担当研究者によるインタビュー内容の報告をもとに、三者合わせたチーム養育という観点で捉え直し、どの時期に、主に何が不足・欠如していたか、また共通する根本的な課題について検討した。その結果、養育不調をもたらすものとして、アセスメントにおける情報共有や連携の不足・欠如、マッチングにおける情報共有や連携と意向確認の不足・欠如、子どもの特性を理解するための専門的知識や子ども視点でのニーズ理解の不足・欠如、里親とフォスタリング機関、児童相談所との信頼関係の不足・欠如、できるだけ早い段階で関係者と共有しようとする三者それぞれからはたらきかけの不足・欠如が考えられた。

養育不調をもたらす根本的な問題を解決するため、2008年に米国で始まった里親養育を変え、よりよいものにするためのアプローチであるQuality Parenting Initiative (QPI)⁴を参照した。QPIは1) 養育者に対して期待すること、また、養育者が期待することを明確にすること、2) これらの期待を全ての職員、養育者、その他の関係者、および一般の人々に明確に伝えること、3) 制度の方針と実践を、これらの期待に一致させることの3点を重要な要素として挙げている。これらは、今回の調査研究で明らかになった里親・フォスタリング機関・児童相談所、それぞれの立場で表明された養育不調の要因となる事項や、プロセスの中で見られた課題の解決に向けて、最初に取り組むべきことを示している。今後の手引き作成にあたっても参照すべき取り組みであると考えられる。

E. 昨年度質問紙調査の方法

昨年度、養育者（里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設）と支援者（児童相談所、フォスタリング機関）に対し、質問紙調査を実施した。

1. 質問項目

(1) 養育者の質問項目

養育者の質問項目は大きく以下の 5 つのカテゴリに分けられていた。

①フェイスシート：回答者の種別、動機づけ、所属機関の状況など、基本的な情報を尋ねた。

②委託・措置時や委託・措置解除時の状況：委託解除経験の有無、解除時の年齢、解除後の措置先、措置変更理由、解除要因などを質問した。

③子どもの心身の特性や行動上の問題：子どもの基本情報、保護理由、虐待の有無と種類、医学的診断の有無と診断名、知能・発達検査の状況に加え、養育不調ケースと継続養育ケースの子どもの行動上の問題を比較するために、CMYC（生後 6 ヶ月～6 歳）と ACBL-R（6 歳～18 歳）のチェックリストを使用した。

④養育上の課題：養育者のそれぞれに対し、養育不調ケースと継続養育ケースにおける養育上の困難さの種類について質問項目を設定した。

⑤支援の課題：養育者のそれぞれに対し、A さん（対象となる子ども）への支援と養育者への支援の状況について質問した。具体的には、支援の有無、支援内容、支援頻度、支援ができなかった理由などを自由記述形式も含めて尋ねた。

(2) 支援者の質問項目

支援者の質問項目は大きく以下の 3 つのカテゴリに分けられていた。

①フェイスシート：機関名、回答者の職種や勤

務期間、所属における専門職採用状況など支援機関の基本的な情報を尋ねた。

②A 票：2020 年度から 2022 年度で里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設に委託・措置を行った子どもについて、養育不調による委託解除となった子ども（養育不調ありケース）と委託が継続している子ども（養育不調なしケース）の件数を尋ねた。また、養育不調ありケースと養育不調なしケースそれぞれについて、きょうだいの有無別件数、虐待の有無別件数、委託期間別件数、同居の実子の有無別件数、その他の同居人の有無別件数、委託時の年齢の有無別件数、過去に家庭復帰となったものの再措置となったケース別件数、現措置先への措置以前に措置変更されたケース別件数、実親との交流別件数も尋ねた。なお、フォスタリング機関の A 票は里親のみとした。

③B 票：里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設において、委託・措置解除となった子どもについての質問項目を設定した。質問項目は、1. 養育者の種別、2. 養育不調による委託解除となった子どもの委託開始年齢・性別・養育不調による委託解除時の年齢・国籍、3. 虐待被害の有無と種別、4. 医学的な診断状況、5. 知能検査及び発達検査、6. 定期的な支援のあった機関、7. 委託解除の理由、8. 委託変更先、9. 養育不調への対応、についての項目を設定した。なお、フォスタリング機関の B 票は里親のみとした。

2. 調査対象者

(1) 里親家庭を代表して回答する里親

調査開始前 2024 年 1 月にこども家庭庁にて配布数調査を行い、その時点で子どもを委託されていた全国の里親家庭 6585 家庭から、各里親家庭を代表する里親 1 名を対象とした。

(2) ファミリーホームを代表して回答する養育者

2024年2月時点で日本ファミリーホーム協議会に登録されている全国446箇所から各ファミリーホームの養育者か補助者いずれか1名の代表者を対象とした。

(3) 地域小規模児童養護施設を代表して回答する職員

2023年度10月1日時点の全国の地域小規模児童養護施設527箇所から各地域小規模児童養護施設の職員1名を代表者とした。また、2021年4月1日から2023年12月31日までの間に地域小規模児童養護施設で養育不調により措置解除されたことがある子ども、もしくは、その地域小規模児童養護施設で最も長く養育を受けていた子どもの情報を調査対象とした。

(4) 児童相談所を代表して回答する職員

2023年度時点の全国の児童相談所232箇所から各児童相談所の職員1名の代表者を対象とした。

(5) フォスタリング機関を代表して回答する職員

2023年度時点の全国のフォスタリング機関308箇所から各フォスタリング機関の職員1名を代表者とし、合計308名を対象とした。

3. 調査方法と期間

里親への調査は各自治体からの郵送、またはオンラインフォーム(成育REDCapシステム)で行った。ファミリーホームと地域小規模児童養護施設はオンラインフォームで、児童相談所とフォスタリング機関はエクセルファイルによるメール調査で行った。調査期間は2024年

2月から3月であった。倫理面では、回答者と子どもの匿名性を厳密に確保し、国立成育医療研究センター倫理審査委員会の承認を得て実施した。

F. 昨年度質問紙調査の結果

里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、児童相談所、フォスタリング機関それぞれについて、主な結果のみ掲載する(詳細は、柳楽明子研究分担者の報告書を参照)。

1. 里親

(1) 回収率、回答された子どもの年齢

回答数は2,008件(回収率30.4%)で、有効回答数は1,854件(有効回答率28.2%)であった。

養育不調により委託解除となったケース(養育不調ありケース)は146件、最も長く養育している(していた)ケース(養育不調なしケース)は1,626件であった。

子どもの年齢は、養育不調ありケースでは13~15歳が最も多く、養育不調なしケースでは3~6歳が最も多かった。

委託期間は、養育不調ありケースでは委託期間1ヶ月未満が34.2%と最も短い期間が多く、養育不調なしケースでは5~10年未満が28.0%と比較的長期間の委託が最も多かった。

(2) 養育不調ありケースとなしケースの比較

① 保護理由

養育不調ありケースでは「養育拒否」や「保護者の精神疾患」が比較的多く、養育不調なしケースではより多様な保護理由が見られた。

虐待被害状況は、養育不調ありケースでは虐待被害ありが52.7%と高く、特にネグレクトと身体的虐待の割合が高かった。養育不調なしケースでは虐待被害ありが33.6%だった。

② 心身の状況

養育不調ありケースでは ADHD、ASD、反応性愛着障害、PTSD などの診断ありは 45.9% であり、養育不調なしケースの 32.0% と比較して高い傾向が見られた。

③ 行動上の問題

2 歳～6 歳（就学前）の CMYC では、養育不調ありケースは養育不調なしケースと比較して、トラウマ、愛着、感覚・行動・調節、総合の全ての T 得点で有意に高い値を示した。

6 歳（小学 1 年生以上）～18 歳の ACBL-R でも、養育不調ありケースは養育不調なしケースと比較して、全ての T 得点について有意差が認められた（虐待的人間関係の再現傾向、力による対人関係、自信の欠如、注意/多動の問題、学校不適応、性的逸脱行動、希死念慮/自傷性、反社会的行動、食物固執、感情調整障害、総合 T 得点）。

④ A さんの養育の状況

養育の状況に関する質問紙では養育不調ありケースは養育不調なしケースと比較して、31 項目中 22 項目で有意差が認められ、養育上の困難がより大きいことが示唆された。

⑤ 児童相談所からの支援の状況

養育不調ありケースでは、A さんや、里親への養育相談やカウンセリングが養育不調なしケースよりも比率的にはやや多い傾向が見られた。

しかし、支援の課題を測定する「児童相談所による支援状況について」の尺度では A さんか里親のいずれかへの支援を受けていたケースでは、10 項目全てで有意差が認められ、養育不調ありケースの方が、支援が不十分である

可能性が示唆された。

⑥ 民間フォスタリング機関等からの支援の状況

養育不調ありケースは養育不調なしケースと比較して、民間フォスタリング機関等からの支援が入っている比率は全般的に変わらない傾向が見られた。

しかし、支援の課題を測定する「フォスタリング機関からの支援の状況」の尺度では、10 項目中 2 項目に有意差が認められた。フォスタリング機関が里親と兆候な関係を築くことや、情報共有することの難しさが示唆された。

2. ファミリーホーム

(1) 回収率、回答された子どもの年齢

回答数は 101 件（回収率 22.6%）で、有効回答数は 99 件（有効回答率 22.2%）だった。

養育不調ありケースは 30 件、養育不調なしケースは 65 件であった。

子どもの年齢は養育不調ありケースでは 13～15 歳、16～18 歳が中心であり、養育不調なしケースでも同様の傾向が見られた。

(2) 養育不調ありケースとなしケースの比較

① 保護理由

保護理由で多かったのは、養育不調ありケースでは保護者の疾患、保護者の放任もしくは怠惰、養育拒否であった。養育不調なしケースの場合、養育拒否、父の虐待もしくは酷使、母の虐待もしくは酷使、父母の離婚であった。どの保護理由においても、全体的に養育不調ありケースの方が養育不調なしケースよりも 2 倍以上割合に差が認められた。

虐待被害状況は両ケースともに虐待被害ありが約 4 割を占めていた。

② 心身の状況

Aさんの心身の状況について、医学的診断の有無と診断名を尋ねた。養育不調ありケースの場合、診断ありが16名(53.3%)、診断なしが6名(20.0%)、不詳が6名(20.0%)、未記入が2名(6.7%)であった。

養育不調なしケースの場合、診断ありが22名(33.8%)、診断なしが34名(52.3%)、不詳が5名(7.7%)、未記入が4名(6.2%)であった。

③ 行動上の問題

2歳～6歳(就学前)のCMYCでは、有意差は認められなかった。

6歳(小学1年生以上)～18歳のACBL-Rでは、養育不調ありケースは養育不調なしケースと比較して、12項目中9項目で有意な差が認められ、養育不調ありケースの行動上の問題がより大きいことが示唆された。

④ 養育の状況

養育の状況に関する質問紙では、養育不調ありケースは養育不調なしケースと比較して、31項目中14項目で有意差が認められ、養育上の困難が大きいことが示唆された。

特に効果量が高かった項目は、「Aさんのことをかわいく感じていた」「Aさんに良い変化を感じる事ができていた」「Aさんの問題に里親が精神的に耐えることが難しかった」「Aさんの発達水準に合わせた養育を行う事ができていた」「Aさんと信頼関係を築く事ができていた」「Aさんの感情表現を受容する事ができていた」「行動上の問題に対応する事が難しかった」「Aさんに家族のメンバーとしての感覚を持ってもらう事ができていた」であった。

⑤ 児童相談所からの支援の状況

Aさんへの支援は養育不調ありケースでは50.0%で、養育不調なしケースは27.7%に認められた。養育者への養育相談は、養育不調ありケースでは36.7%で、養育不調なしケースは18.5%であった。比率的には養育不調ケースの方が、支援が多く認められていた。

支援の課題を測定する「児童相談所による支援状況について」の尺度では、養育不調ありケース、養育不調なしケースともに、得点が低区有意差は認められなかった。どちらのケースにおいても、児童相談所からの支援には課題があることが示唆された。

⑥ 民間フォスタリング機関等からの支援の状況

民間フォスタリング機関等からの支援の状況について、Aさんへの支援と養育者への支援それぞれについて尋ねた。

養育不調ありケースのフォスタリング機関からAさんへの支援について、支援ありが3名(10.0%)、支援なしが21名(70.0%)、未記入が6名(20.0%)であった。

養育不調なしケースのフォスタリング機関からAさんへの支援について、支援ありが6名(9.2%)、支援なしが49名(75.4%)、未記入が10名(15.4%)であった。

両ケースともに民間フォスタリング機関からの支援を受けている割合は低かった。

3. 地域小規模児童養護施設

(1) 回収率、回答された子どもの年齢

回答数は206件(回収率39.1%)で、有効回答は171件(有効回答率32.4%)であった。

養育不調があったケース(以下「養育不調ありケース」)は49件、養育が継続しているケース(以下「養育不調なしケース」)は87件であ

った。

養育不調ありケース、養育不調なしケースともに、年齢が上がるほど件数が増える傾向が見られた。特に16～18歳で男女ともに件数が多く、女性の割合が高い傾向にあった。

(2) 養育不調ありケースとなしケースの比較

① 保護理由

両ケースともに、「保護者の放任もしくは怠惰」「母の虐待もしくは酷使」「児童の問題による監護困難」が保護理由の上位に挙げられた。

虐待被害状況は、両ケースともに約半数が虐待にあったことが確認された。

② 心身の状況

養育不調ありケースの46.9%で医学的診断があり、ADHD、反応性愛着障害、自閉症スペクトラム障害が主な診断名であった。養育不調なしケースでは診断ありが約28.7%で、知的障害、ADHD、反応性愛着障害などであった。

③ 行動上の問題

6歳以上の児童を対象としたACBL-RのT得点では、養育不調ありケースと養育不調なしケースの間で12のT得点中9のT得点について有意差が認められた(虐待的人間関係の再現傾向、力による対人関係、自信の欠如、注意/多動の問題、学校不適応、性的逸脱行動、希死念慮/自傷性、感情調整障害、総合T得点： $t(81.39) = 4.56, p < .001$)。養育不調ありケースで行動上の問題がより顕著であることが示唆された。

④ 養育の状況

養育の状況に関する質問紙では31項目中17項目で有意差が認められ、養育不調ありケースで養育上の困難が多いことが示唆された。

⑤ 児童相談所からの支援の状況

児童相談所からの支援の状況について、Aさんへの支援と職員への支援それぞれについて尋ねた。

養育不調ありケースの児童相談所からAさんへの支援について、支援ありが16名(32.7%)、支援なしが17名(34.7%)、未記入が16名(32.7%)であった。

養育不調なしケースの児童相談所からAさんへの支援について、支援ありが22名(25.3%)、支援なしが53名(60.9%)、未記入が12名(13.8%)であった。

⑥ 本園からの支援の状況

本園からの支援の状況について、Aさんへの支援と職員への支援それぞれについて尋ねた。

養育不調ありケースの本園からAさんへの支援について、支援ありが15名(30.6%)、支援なしが18名(36.7%)、未記入が16名(32.7%)であった。

養育不調なしケースの本園からAさんへの支援について、支援ありが36名(41.4%)、支援なしが38名(43.7%)、未記入が13名(14.9%)であった。

4. 児童相談所

(1) 回収率

全国の児童相談所232カ所中、75カ所から回答があり、回収率は32%であった。A票の有効回答数は、里親が74件、ファミリーホームが53件、地域小規模児童養護施設が35件であった。養育不調となったケースについて尋ねたB票の有効回答数は、里親が200件、ファミリーホームが51件、地域小規模児童養護施設が7件であった。

B票を記入があった児童相談所は、里親が51

カ所、ファミリーホームが16カ所、地域小規模児童養護施設が6カ所であったため、本調査で回答のあった児童相談所の養育不調ケースの経験率は、里親が69%、ファミリーホームが30%、地域小規模児童養護施設が17%であった。

(2) 里親

① 委託解除率

里親A票で尋ねた、養育里親での委託解除件数と委託継続件数について、2020年度から2022年度までを合算して委託解除率を算出した。委託解除件数が3年合計で186件、委託継続件数が3年合計で4151件のため、委託解除率は $186 \div (186 + 4151) = 4.3\%$ であった。

② 養育不調ありケースの傾向

A票の主な結果を以下に示す。

養育不調ありケースの子どもの虐待の有無は、2020年度から2022年度までの件数合わせて、あり123名(61.8%、内男47名、女76名)、なし76名(38.2%、内男47名、女29名)であった。

B票の主な結果を以下に示す。

委託解除理由として、「子どもの行動上の問題への対応が困難」が40.5%と最も多く、次いで「里親との関係不調」が35.5%であった。行動上の問題では「反抗・暴言」「嘘をつく」「試し行動」「アタッチメントの問題」などが多く挙げられた。

委託解除後の措置変更先は児童養護施設が最も多く(36.0%)、家庭復帰(16.0%)、他の里親(14.0%)などが続いていた。

養育不調に児童相談所が気づいたきっかけは、里親からの申告が最も多く、68.0%であった。養育不調に気づいてから委託解除までの期間は1~2ヶ月24.5%と最も多かった。

「できていれば養育不調による委託解除・変更を回避できたと思う支援」として、「委託された子どもの養育のための研修」が16.0%、「里親家庭の関係調整(実子との関係、実親との関係調整)」が13.0%であった。支援を行えなかった理由として、「里親と信頼関係を築くことが難しかった」が18.0%、「児童相談所の対応が困難であった」が20.0%であった。

(3) ファミリーホーム

① 委託解除率

ファミリーホームA票で尋ねた、養育里親での委託解除件数と委託継続件数について、2020年度から2022年度までを合算して委託解除率を算出した。委託解除件数が3年合計で52件、委託継続件数が3年合計で1312件で、委託解除率は $52 \div (52 + 1312) = 3.8\%$ であった。

② 養育不調ありケースの傾向

A票の主な結果を以下に示す。

養育不調ありケースの子どもの虐待の有無は、2020年度から2022年度までの件数合わせて、あり34名(65.4%、内男10名、女24名)、なし18名(34.6%、内男8名、女10名)であった。

B票の主な結果を以下に示す。

委託解除理由として、「ファミリーホームの養育者との関係不調」(39.2%)と「子どもの行動上の問題への対応が困難」(37.3%)が主な理由であった。

委託解除後の措置変更先は児童養護施設が最も多く(21.6%)、児童自立支援施設、自立援助ホームが13.7%と続いていた。

児童相談所が、養育不調に気づいたきっかけは、養育者からの申告が約60.8%であった。養育不調に気づいてから委託解除までの期間は1~2ヶ月が27.5%と最も多かった。

「できていれば養育不調による委託解除・変更を回避できたと思う支援」として、「委託された子どもの養育のための研修」が 13.7%挙げられていた。

支援の不足要因として「児童相談所の対応が困難であった」(21.6%)などが挙げられていた。

(4) 地域小規模児童養護施設

① 措置解除率

地域小規模児童養護施設 A 票で尋ねた、養育里親での委託解除件数と委託継続件数について、2020 年度から 2022 年度までを合算して委託解除率を算出した。委託解除件数が 3 年合計で 7 件、委託継続件数が 3 年合計で 711 件で、委託解除率は $7 \div (7+711) = 0.9\%$ であった。

② 養育不調ありケースの傾向

A 票の主な結果を以下に示す。

養育不調ありケースの子どもの虐待の有無は、2020 年度から 2022 年度までの件数合わせて、あり 3 名 (42.9%、内男 1 名、女 2 名)、なし 4 名 (57.1%、内男 1 名、女 3 名) であった。

B 票の主な結果を以下に示す。

措置解除の主な理由は「子どもの行動上の問題への対応が困難」(57.1%)であり、次いで「職員との関係不調」(14.3%)であった。行動上の問題としては、「深夜徘徊・家に戻ってこない」、「暴力・破壊」、「学校不適応、虞犯行為・触法行為」、「反抗・暴言」などが挙げられた。

措置解除後は家庭復帰となっている子どもは (57.1%) であった。措置変更先として、児童自立支援施設や自立援助ホームへの変更もそれぞれ 14.3% であった。

児童相談所が養育不調に気づいたきっかけは、「他機関からの申告」と「その他」がそれ

ぞれ 42.9% であった。他機関からの申告は全て児童養護施設からであった。

養育不調に気づいてから措置解除までの期間は、2 年が 42.9%、3 年が 14.3%、7 ヶ月～1 年が 14.3% と長期化する傾向が見られた。

過去に実施された支援としては、「児童相談所との協働」(42.9%)、「幼稚園・保育園・学校等の理解」(28.6%)などが認められていた。

5. フォスタリング機関

(1) 回収率と養育不調ケースの経験率

民間フォスタリング機関 168 箇所のうち、20 箇所の回答を得た。回収率は 11.9% であった。A 票の有効回答数は 18 件、B 票の有効回答数は 42 件であった。B 票の記入があったフォスタリング機関は 10 カ所であったため、本調査で回答のあったフォスタリング機関の養育不調ケースの経験率は、50% であった。

(2) 里親

① 委託解除率

A 票で尋ねた、養育里親での委託解除件数と委託継続件数について、2020 年度から 2022 年度までを合算して委託解除率を算出した。2020 年度から 2022 年度までを合算して委託解除率を算出した。委託解除件数が 3 年合計で 36 件、委託継続件数が 3 年合計で 700 件で、委託解除率は $36 \div (36+700) = 4.9\%$ であった。

③ 養育不調ありケースの傾向

A 票の主な結果を以下に示す。

2020 年度から 2022 年度までの件数合わせて、あり 11 名 (37.9%、内男 8 名、女 3 名)、なし 18 名 (62.1%、内男 5 名、女 13 名) であった。

B 票の主な結果を以下に示す。

里親や里親家族の急な事情(病気、介護、転

勤、離婚)による委託解除が2名(4.8%)、里親との関係不調による委託解除が12名(28.6%)、被措置児童等虐待による委託解除が3名(7.1%)、子どもの行動上の問題への対応が困難となり委託解除が13名(31.0%)、その他が12名(28.6%)であった。

委託解除後の措置変更先の施設は、乳児院が3名(7.1%)、児童養護施設が12名(28.6%)、児童自立支援施設が5名(11.9%)、自立援助ホームが0名、児童心理治療施設が2名(4.8%)、他の里親が7名(16.7%)、ファミリーホームが0名、家庭復帰が12名(28.6%)、未記入が1名(2.4%)であった

里親養育の不調に気づいたきっかけについて、里親からの申告が24名(57.1%)、子ども本人からの申告が9名(21.4%)、他の子どもからの申告・気づきが1名(2.4%)、他機関からの申告が0名、フォスタリング機関職員の気づきが2名(4.8%)、児童相談所職員の気づきが1名(2.4%)、その他が5名(11.9%)、未記入が7名(3.5%)であった

養育不調に気付いてから委託解除・変更までの期間について、即日が4名(9.5%)、3日以内が4名(9.5%)、4日～1週間で3名(7.1%)、2～4週間で5名(11.9%)、1～2ヶ月が9名(21.4%)、3～4ヶ月が8名(19.0%)、5～6ヶ月が2名(4.8%)、7ヶ月～1年が5名(11.9%)、2年が1名(2.4%)、3年が0名、4年以上が0名、未記入が1名(2.4%)であった

里親家庭への考えられる支援について、「できなかつたができていれば養育不調による委託解除・変更を回避できたと思う支援」を尋ねた(複数回答可)。「より頻度の高い訪問支援」について、できなかつたが必要だった支援と答えたのが11名(26.2%)であった。「委託された子どもの養育のための研修」について、できなかつたが必要だった支援と答えたのが18名

(42.9%)であった。「里親家庭の関係調整(実子との関係、実親との関係調整)」について、できなかつたが必要だった支援と答えたのが17名(40.5%)であった。

できなかつたができていれば養育不調による委託解除・変更を回避できたと思う支援について、できなかつた理由を尋ねた。主な理由として、「里親と信頼関係を築くことが難しかった」が12名、「児童相談所の対応が困難であった」が8名、「フォスタリング機関の対応が困難であった」が11名などが挙げられた。その他では、支援機関同士の連携不足、アセスメント不足などが挙げられた。

G. 昨年度質問紙調査の考察

質問紙調査の追加分析に関する主な考察を示す。

1. 里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設からの回答について

(1) 対象となった子どもの年齢

里親は、養育不調ありケースは3～6歳と13～18歳に多く見られる一方、養育不調なしケースは全年齢で均一であった。

ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設は、養育不調の有無にかかわらず、13～18歳が半数を占め、全体的に高年齢児のデータが多い傾向にあった。これは、養育不調なしケースでは最も長く養育した子どもについて尋ねているため、高年齢児のデータが集まりやすかつたことも要因として考えられる。

(2) 保護理由

養育不調ありケースでは「養育拒否」や「保護者の精神疾患」が比較的多く、虐待被害状況は、養育不調ありケースでは虐待被害ありが高く、特にネグレクトと身体的虐待の割合が高か

った。

ファミリーホームの場合保護の理由で多かったのは、養育不調ありケースでは保護者の疾患、保護者の放任もしくは怠惰、養育拒否であった。養育不調なしケースの場合、養育拒否、父の虐待もしくは酷使、母の虐待もしくは酷使、父母の離婚であった。どの保護理由においても、全体的に養育不調ありケースの方が養育不調なしケースよりも2倍以上割合に差がある。

地域小規模児童養護施設の場合、保護の理由で多かったのは、養育不調ありケースは児童の問題による監護困難、保護者の放任もしくは怠惰、養育拒否であった。養育不調なしケースの場合、母の虐待もしくは酷使、養育拒否、保護者の放任もしくは怠惰であった。

養育形態にかかわらず、養育不調ありケースと養育不調なしケースともに4割以上は虐待被害を抱えた子どもが委託・措置されている。虐待被害に関する知識や、専門的な支援を強化していくことは社会的養育において必要不可欠である。

(3) 心身の状況

養育形態に関わらず、診断を受けている子どもは、知的障害、反応性愛着障害、注意欠陥多動性障害、自閉症スペクトラム障害が数としては多い。子どもへの支援だけではなく、子どもの障害や背景について養育者の理解を促進できるような支援が必要である。

ファミリーホームと地域小規模児童養護施設については、養育不調ありケースの方が診断ありの割合が多い。生活を共にする子どもの人数が多い分、理解を得ることの難しさや、適応の困難、他児とのトラブルに発展しやすい可能性がある。

(4) 行動上の問題

本調査では、行動上の問題を検討するためCMYCとACBL-Rを使用した。なお、どの養育形態においても生後6か月～2歳未満は比較するにはサンプル数が不十分であった。

2歳～6歳（未就学児）のCMYCのT得点では、里親は全ての項目において養育不調ありケースと養育不調なしケースに有意差が見られたが、ファミリーホームはいずれの項目も有意差が見られなかった。これは、サンプル数の少なさが影響していると考えられる。効果量は高い数値が認められており、今後サンプル数を増やしていき、検証することが課題として残った。

6歳（小学1年生以上）～18歳のACBL-R T得点では、里親は全ての項目で養育不調ありケースと養育不調なしケースに有意差が見られた。学校不適応T得点と、反社会的行動T得点が含まれており、養育不調ありケースの場合、学校といった社会的場面で問題を示す子どもの場合では、里親の養育困難感が強まり養育不調に至るリスクが高いと考えられる。ファミリーホームと地域小規模児童養護施設では、12項目中同じ9項目で有意差が見られた。いずれの項目も、効果量がファミリーホーム、地域小規模児童養護施設ともに、中程度から高程度の効果が見られた。里親と比べると、虐待的人間関係の再現傾向や、力による対人関係の効果量が高く、他児との共同生活が必須である環境ではそれらの問題が委託解除に繋がりがやすいことが考えられる。また、希死念慮/自傷性も効果量が高く、より支援が必要な子どもがファミリーホームや地域小規模児童養護施設へ委託されていることが推察される。

以上から、養育形態によって顕在化する子どもの問題には違いがあると言え、特に里親については家庭外での問題への対応に苦慮している可能性が高いことがうかがえる。子どもの行

動上の問題について里親が抱えすぎないように、支援機関も含めて子どもの状態を適切に把握し、対応を共に考えていく必要がある。

また、ACBL-R は、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設の養育者への支援の必要性の検討に有用であると考えられる。

CMYC (2歳～未就学児) は里親においては両群間で有意な得点差が認められたため、里親の養育不調リスクの評価や支援ニーズの検討において有用と考えられる。しかしファミリーホームにおいては両群間での得点差が認められなかったため有用性についての慎重な判断が求められる。

(5) 養育の状況の検討

養育の状況について、各養育形態において養育不調ありケースと養育不調なしケースでの比較検討を行った。

その結果、里親では 33 項目中 22 項目で有意差が見られた。特に効果量が高かった項目は、

「A さんのことをかわいく感じていた ($d = 0.99$)」「A さんに良い変化を感じることができていた ($d = 1.10$)」「A さんの発達水準に合わせた養育を行うことができていた ($d = 0.72$)」

「A さんと信頼関係を築くことができていた ($d = 1.15$)」「A さんの感情表現を受容することができていた ($d = 1.02$)」「A さんに家族のメンバーとしての感覚を持ってもらうことができていた ($d = 0.93$)」「A さんの問題に里親が精神的に耐えることが難しかった ($d = 0.92$)」

「行動上の問題に対応することが難しかった ($d = 0.92$)」といった、A さんに対しての心情や行動上の問題についての項目であった。前述の項目のうち、最初の 7 項目の T 得点は養育不調ありケースのほうが養育不調なしケースに比べて有意に低く、最後の 2 項目は有意に T 得点が高かった。これらの項目は、ファミリー

ホームと地域小規模児童養護施設においても同様の結果であった。

養育不調について、養育形態に関わらず心理的に追い込まれる状態に陥りやすいことが示唆された。養育者が孤立せずに養育を進めていける環境整備と支援が必要であると考えられる。

(6) 支援の状況の検討

児童相談所からの支援について、いずれの養育形態も養育不調ありケースの方が養育不調なしケースよりも支援を受けていた割合が高かった。しかし、支援を受けていた割合は里親が 45.9%、ファミリーホームが 50.0%、児童相談所が 32.7%と、高くても半数で留まっている。これは、養育者の支援ニーズに児童相談所が行っている支援では応えられず、結果として支援と認識されていない可能性が考えられる。養育不調の予防と支援を考える上で、養育者の支援ニーズを把握することが急務であると考えられる。

民間フォスタリング機関からの支援について、里親とファミリーホーム両者とも、養育不調ありケース、養育不調なしケースともに支援を受けていたのが 10%～20%という結果となった。このことから、養育不調の有無に関わらず、全体的にフォスタリング機関の支援活用がいまだ十分ではないことがうかがえる。今後フォスタリング機関が養育者支援を強化していくことが必要といえる。

地域小規模児童養護施設は、本体施設からの支援について、養育不調あり、なしにかかわらず 30%～40%であった。地域小規模児童養護施設は本園から物理的に離れていることも多く、本園の支援が思うように受けられない現状も散見された。子どもの問題を少数の施設職員で抱えてしまう状況は、里親とも通ずる側面が

あると推察される。

2. 児童相談所からの回答について

(1) 委託解除率の検討

委託解除率は、里親が 4.3%、ファミリーホームが 3.8%、地域小規模児童養護施設が 0.9%であった。里親とファミリーホームは同程度の委託解除率だが、地域小規模児童養護施設はそれを下回った。養育形態の特性上、児童養護施設の方が委託解除になりにくい可能性が示唆された。

ただし、児童養護施設においては、施設内での養育場所の変更(地域小規模児童養護施設から本体施設への異動)が可能であることから、措置解除を避けられていることが考えられ、里親やファミリーホームの状況との単純な比較はできないことに留意が必要といえる。

また、児童養護施設では措置された子どもの養育場所を施設内で振り分けているため、児童相談所では小規模児童養護施設で生活している子どもの割合を正確に把握することが難しいとの回答も得られた。本調査で得られた委託解除率については、このような調査方法の限界を考慮のうえ検討する必要がある。

(2) 養育不調ありケースの傾向

B票の考察にあたり、地域小規模児童養護施設は7件と回答数が少なく、地域小規模児童養護施設の行動上の問題性については深刻であることが考えられるが、ここでは里親とファミリーホームの比較検討を主に行う。

養護問題発生理由は、里親とファミリーホームともに、「保護者の放任もしくは怠惰」、「父の虐待もしくは酷使」、「母の虐待もしくは酷使」が主な理由であった。社会的養育の上で、虐待被害を抱えた子どもとのかかわりは避けては通れない。子どもと里親双方がより安心して関

われるよう、専門性を持った支援者の存在が必要不可欠である。

里親とファミリーホームともに、6~7割が虐待被害を抱えていた。また虐待状況の長さについても、里親とファミリーホームともに、性的虐待と心理的虐待が長く虐待状況にある割合が高いことが示された。

こういった虐待被害は、子どもの行動の背景に深く根差している場合も多いため、里親への虐待被害状況の情報共有は適切に行うべきであると考えられる。

子どもの心身の状況について、受けた診断として多かったのは、里親とファミリーホームともに、注意欠陥多動性障害(ADHD)と自閉症スペクトラム障害(ASD)であった。発達障害の正しい理解の促進は、里親の養成にあたって必要不可欠であるといえる。

里親に多くファミリーホームに少なかった診断は、反応性愛着障害が挙げられた。アタッチメントの問題を抱えた子どもは、里親との間で不調をきたし易いことが考えられることから、専門的な支援とケアを図っていく必要がある。

委託解除の理由について、里親とファミリーホームともに、里親・養育者との関係不調による委託解除と子どもの行動上の問題への対応の困難の2つで二分する形となった。

子どもの行動上の問題については、里親の回答では、子どもの行動上の問題が里親との関係不調の理由全般に関係していた。子どもの行動上の問題と里親との関係不調は相互関係にあると考えられる。子どもの行動上の問題が里親との関係悪化を生み出し、子どもの問題がさらに深刻化して委託解除に至るといった悪循環が想定される。そのため、まずは子どもの行動上の問題について、想定できることや現状を事前に共有し、子どもの問題の表出に養育者も支援

者も備え、実際に表出された際は双方が連携を取って対応していくことが理想的である。

里親とファミリーホームともに、子どもへの支援は児童精神科が最も多かった。医学的な診断の結果からも、医療的なケアが必要な子どもたちが多いことがわかる。加えて、里親とファミリーホームともに、フォスタリング機関の支援の割合が、約 10～20%に留まっており、フォスタリング機関をまだ活用しきれていない現状があることがうかがえる。

措置変更先の施設として、里親とファミリーホームともに、児童養護施設が最も多かった。また、他の里親やファミリーホームなど、措置変更後も家庭養護を継続する子どもは約 20%であった。次の里親やファミリーホームへ措置する前に、再アセスメントや振り返りを行い、子どもに合った養育環境を考え、不必要な措置の回数をできる限り少なくしていかなければならない。

養育不調に気付いたきっかけは、里親とファミリーホームともに、6～7割が里親・養育者からの申告で、次点で子ども本人からの申告であった。また、養育不調に気付いてから委託解除までの期間は、半数が1～2ヶ月以内であった。以上のことから、里親からの申告があつてから、解除までは短期間で行われていることがわかった。委託解除にあたって、里親側の気持ちの整理やフォロー、子どもへの説明、次の措置先の選定など、1～2ヶ月のうちに行うには早急さが否めない。委託解除の際に必要なケアを示し、それらを適切に行っていく期間が必要であるといえる。

できていなかったが必要だった支援として主に挙げられたのは、「委託された子どもの養育のための研修」、「里親家庭の関係調整（実子との関係、実親との関係調整）」であった。現状児童相談所が行っている訪問やレスパイトの

紹介といった支援に加えて、研修を充実していくことや、里親家庭に介入していく必要性が感じられていることが示された。

3. フォスタリング機関からの回答について

養護問題発生理由は、「保護者の放任もしくは怠惰」、「父母の離婚」、「養育拒否」が主な理由であった。また、児童相談所の里親 B 票と比べ、「父の虐待もしくは酷使」と「母の虐待もしくは酷使」の割合が極めて少なかった。本調査で得られたデータでは、現状フォスタリング機関が介入しているケースは虐待ケースが少ないことがわかる。

虐待の被害状況について、虐待被害ありが 40.5%と、児童相談所の里親 B 票の回答に比べると 20%ほど低かった。上述の通り、本調査で得られたフォスタリング機関の養育不調ありケースは、虐待ケースが比較的少ないことが示唆された。

子どもの心身の状況について、受けた診断として多かったのは、注意欠陥多動性障害 (ADHD)、自閉症スペクトラム障害 (ASD)、反応性愛着障害であった。フォスタリング機関は、発達障害やアタッチメントの課題について、専門的な知識の提供と支援を行っていく機関として期待される。

委託解除の理由について、里親との関係不調による委託解除と子どもの行動上の問題への対応の困難の 2 つで二分する、児童相談所里親 B 票と同様の結果となった。この両者は、相互関係にあると考えられる。これらの要因について、フォスタリング機関と児童相談所が共通の認識を持って取り組んでいくことが求められる。

措置変更先の施設として、児童養護施設と家庭復帰が最も多かった。養護発生事由からも、実親の養育環境が整ったことで家庭復帰が望

みやすいケースであったことが想定される。

養育不調に気付いたきっかけは、約6割が里親からの申告で、次点で子ども本人からの申告であった。また、養育不調に気付いてから委託解除までの期間は、約60%が1~2ヶ月以内であった。いずれも児童相談所と同様の結果であった。里親を最も近くで支援するフォスタリング機関は、里親の援助要請を最も早く聞く立場に置かれているともいえる。フォスタリング機関は、里親の声に耳を傾け、少しの異変にも察知できるように密な連携が求められる。

里親への支援について、できていなかったが必要だった支援は、「より頻度の高い訪問支援」、「委託された子どもの養育のための研修」、「里親家庭の関係調整（実子との関係、実親との関係調整）」が主に挙げられた。支援ができなかった理由として、支援機関同士の連携不足やアセスメント不足を挙げる回答が多く見られた。これは、フォスタリング機関が思うように支援を行えていない現状を反映しているといえる。特に、研修と里親家庭の関係調整については約40%が必要な支援と回答し、いずれも15%に留まった児童相談所と比べてそれらを重要視していることがわかる。フォスタリング機関の支援体制の充実化を図ることで、養育不調の予防と改善へ繋がることが期待される。

4. 本調査の限界について

本調査の回収率や不調の経験の回答について先行研究と比べ少なかった。そのことから、本調査は、一般化して養育不調の要因について検討を行うことは難しい。

ただ、いずれの先行研究よりも詳細な養育不調にかかわる事象について調査が行われており、養育不調への対応について重要な示唆を与えるべく、探索的な視点からインタビュー調査とともに、慎重に検討を行っていく必要がある。

H. インタビュー調査と質問紙調査を合わせた総合的考察

インタビュー調査から、主に里親、児童相談所、フォスタリング機関の結果、考察の整理から、養育不調をもたらすものとして、「アセスメントにおける情報共有や連携の不足・欠如」、「マッチングにおける情報共有や連携と意向確認の不足・欠如」、「子どもの特性を理解するための専門的知識や子ども視点でのニーズ理解の不足・欠如」、「里親とフォスタリング機関、児童相談所との信頼関係の不足・欠如」、「できるだけ早い段階で関係者と共有しようとする三者それぞれからのほたらきかけの不足・欠如」が考えられた。委託前の準備の段階から、子どものアセスメントと、委託や措置する養育者のアセスメントを通して、委託前の情報共有や支援体制を作っていくかが重要である。支援が養育者だけに偏るのではなく、子ども本人にアプローチし、子どもから心を許され、相談したいことを相談でき、その内容を専門的に理解し、支援方針を創出し、チームで共有のできる専門家が児童相談所やフォスタリング機関に求められている。

また、質問紙調査では、養育不調により委託解除となっているケース（養育不調ありケース）と一番長く養育をしていたケース（養育不調なしケース）の比較を行った。「子どもの行動チェックリスト（CMYC）」、「虐待を受けた子どものチェックリスト（ACBL-R）」や「養育の状況に関する質問紙」においては、養育不調ありケースと養育不調なしケースには有意な差が認められ、効果量が中～大の項目や下位検査が認められていた。養育不調による委託・措置解除には、子どもの行動上の問題の影響が大きく、また、養育における対応が難しくなることの現状をある程度反映したものであると考えられ

る。

ACBL-Rは里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設の養育者における支援の必要性の判断に有用な尺度である可能性を示唆した。またCMYCは里親の養育不調リスクの評価や支援ニーズの検討において有用な尺度と考えられ、それぞれ今後の使用の可能性を提案した。加えて、新たに作成した「養育の状況に関する質問紙」については、養育形態に関わらず、養育不調に至ったケースは子どもの行動上の問題への対応に苦慮し、養育者に心理的負荷がかかる状態に陥りやすい可能性が示唆された。養育不調リスクの評価や有効な支援策を考えていくうえで有用な尺度になるよう、精査していく必要性が考えられた。

これらのチェックリストにより、養育者、児童相談所、フォスタリング機関が子どものアセスメントに使うことができるだけでなく、養育者や支援者の子どもの理解の共有を促すためのツールとして使用できる。

本調査で得られた知見を更に精査し、手引作成にあたっていく。

1. 結論

里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、児童相談所、フォスタリング機関にインタビュー調査を行った。養育不調をもたらすものとして、「アセスメントにおける情報共有や連携の不足・欠如」、「マッチングにおける情報共有や連携と意向確認の不足・欠如」、「子どもの特性を理解するための専門的知識や子ども視点でのニーズ理解の不足・欠如」、「里親とフォスタリング機関、児童相談所との信頼関係の不足・欠如」、「できるだけ早い段階で関係者と共有しようとする三者それぞれからののはたらかかけの不足・欠如」が考えられた。

また、昨年度実施した質問紙調査の追加分析

をした。その結果、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設に委託・措置されている子どもの養育不調ありケースと養育不調なしケースの比較においては、養育不調ケースにおける子どもの行動上の問題や養育状況の困難さが示唆された。その他、児童相談所からの回答においても、養育者が子どもとの関係を築きにくく不調となっている回答が認められた。

委託前の準備の段階から、子どものアセスメントと、委託や措置する養育者のアセスメントを通して、委託前の情報共有や支援体制を作っていくかが重要である。

また、本調査で使用した質問紙をさらに精査し、チェックシートとして使用することも有用であると考えられる。

参考文献

- 1 子ども家庭庁：社会的養育の推進に向けて。
file:///C:/Users/hikitsuchi/Downloads/20250414_policies_shakaiteki-yougo_130.pdf.
- 2 厚生労働省子ども家庭局 厚生労働省社会援護局障害保健福祉部：児童養護施設入所児童等調査の概要（平成30年2月1日現在）。
<https://www.mhlw.go.jp/content/11923000/01077520.pdf>, 2020.
- 3 引土達雄・柳楽明子・前川暁子・辻井弘美・若松亜希子・水木理恵・奥山眞紀子 里親養育不調の危機とその回避のプロセス—医療機関における里子・里親支援のあり方の検討の試み—, 小児の精神と神経, 59 (3), 253-264, 2019
- 4 日本財団：里親制度の国際調査報告書。
chromeextension://efaidnbmnnnibpcajpcglclefindmkaj/https://www.nippon-foundation.or.jp/wp-content/uploads/2025/03/new_inf_20250310_

01.pdf, 184-189,2025

- 5 宮島清「第6章 里親支援体制の構築とソーシャルワーク」『子どものための里親委託・養子縁組の支援』明石書店, 2017.

J. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

K. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

L. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし